

HPVワクチン接種勧奨への支援を求める意見書(案)

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス(HPV)感染を防ぐワクチンについて、厚生労働省の専門部会は11月12日、8年以上中止していた積極的な接種勧奨を再開することを了承した。さらに、26日には厚生労働省から各自治体へワクチンについて積極的勧奨を来年4月に再開するよう通知がなされた。

子宮頸がんに関し国内で年間約1万1000人がかかり、約2800人が亡くなっている深刻な状況にあって、ワクチンは重要な予防手段である。

2013年に小学6年生から高校1年生の女子への定期接種が開始されたが、直後に副反応の症状がでるケースが発生し、国民への不安が広がったために、厚生労働省は積極的勧奨を中止し、京都市においてもHPVワクチンの接種数が大きく落ち込んだ。またその後、国会において厚生労働省のミスリードとして糾弾し、その責任を問う質問がなされたこともあった。

後藤厚生労働大臣が26日の閣議後記者会見で、再開の経緯について「8年半の間に、ワクチンの安全性と有効性に関する知見を整理し直し、国民の理解を得るための広報を進めた」と説明されたとおり、この間、専門家の方々のご協力を得ながら、政府として真摯に検討を進めてきた結果、今般の積極的勧奨再開に至った。

よって国におかれては、子宮頸がんから女性の生命を守るためのHPVワクチンの積極的勧奨再開にあたり、自治体から全ての方に有用な情報が届き、それぞれの判断のもとに予防接種が推進されるよう以下の取組みを進めることを求める。

記

- 1, 自治体からの周知は全ての対象者へ郵送によりなされるようにすること。
- 2, HPVワクチン接種の安全性、有効性、救済制度などを市民へお知らせする指針を示すこと。
- 3, 自治体が積極的勧奨を推進するために必要な財政支援を講じること。
- 4, 接種機会を逃した女性へのキャッチアップ接種を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。